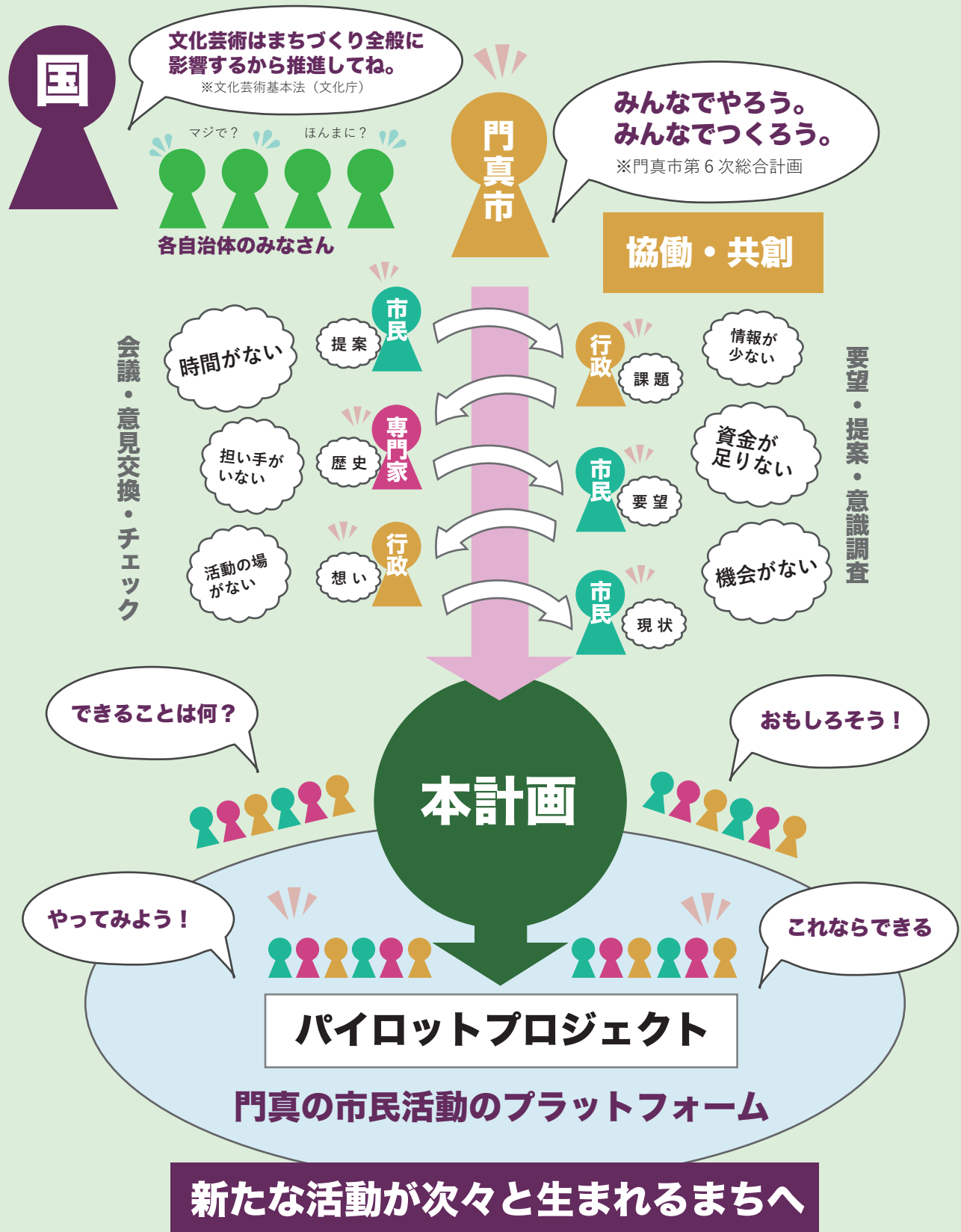


**門真市文化芸術推進計画（素案）**  
**【閲覧用】**



# 門真市文化芸術推進計画のイメージ



# 門真市文化芸術推進計画の概要

## 1. みんなでつくり実現させていく計画

人が輝き、人がネットワーク化されること。ここに今後の門真市のまちづくりのカギがあります。一般に自治体の基本計画作りというと、計画を「つくること」がゴールとなってしまい、「つくること」「実行すること」がスムーズにつながらず、実行の動きが鈍くなることが多くあります。

今回の「門真市文化芸術推進基本計画（以下、本計画）」づくりは、市民・行政・審議会（専門家）が意見交換しながらつくり上げることが大きな目標の一つです。さらに重要な目標として、この計画づくりの行程そのものが、今後の市民活動における円滑なコミュニケーションの土台や関係性（プラットフォーム）につながり、良い影響や展開がもたらされていくようになることをめざしています。計画の策定は文化芸術施策の体系を可視化することであり、とても重要な作業ではありますが、あくまで過程の一つであり、本当のゴールはその先にある「門真市の文化芸術を実際に推進していくこと」「それによって門真市を活性化させること」にあります。

## 2. まちの活性化には文化芸術が必要です

平成 29（2017）年に「文化芸術振興基本法」から改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術により生み出されるクリエイティブな価値は、観光やまちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各分野に発展力や創造性を高める影響を横断的に与えている、という考えが示されています。

国においては、グローバル化の進展により文化の均質化が進む一方で、その地域の固有の文化芸術を活かしたまちづくりとして「文化芸術創造都市」の支援事業が注目され、文化芸術の視点が多くの行政分野で不可欠なものとなっています。文化芸術を推進する体制をつくり、文化芸術の創造性を活かした様々な行政各分野とより有機的な連携を図っていくことは、すべての施策に創意あふれる刺激と影響を与え、門真のまちに活力をもたらすことにつながります。

## 3. クリエイティブな意識でつながろう

これからの人口減少時代に向けて、門真市の活力を持続し魅力を高めていくにはどのようにすればよいでしょうか。それらを生み出す源は「人」そのものに他なりません。

「門真の市民一人ひとりが活発に活動し輝くこと」「活力ある一人ひとりがつながりネットワークができること」。この二つが今後の門真市の魅力になり活力を与えてくれます。市民一人ひとりがクリエイティブなマインド（心）をもって活動し、つながっていくことがすべての行政分野の施策を活性化していきます。

## 4. 門真市が協働と共創の「るつぼ」になる

この計画づくりの行程を大切にし、計画をより効果的に実行していくための試験的な取り組みであるパイロットプロジェクト（試験的な企画事業※27p~）を行いながら、市民の文化芸術活動を持続的に活性化させていくこと。「クリエイティブ・シティかどま」としての門真市民のシビックプライドを醸成していくための礎となること。これが「門真市文化芸術推進基本計画」の目的です。

以上のような狙いをもって生まれたこの計画。冊子となって市民一人ひとりの手に届き、開き、読んだ時に「自分も何かできることをしたいな」「何かやってみようじゃないか」とクリエイティブなマインドが触発されるものをめざして作成してきました。

約12万人の市民が一年に一つ、文化芸術の活動を起こせば12万個のアクティビティ（活動）になり、それは市に大きなアクションや輝きをもたらします。門真市が協働と共創の「るつぼ」と化し、情熱的で刺激的な空気が漂う「クリエイティブ・シティかどま」とすべく、この計画を読み進めてください。



# なぜ計画をつくるのか

## 人口減少と多様化する社会課題

日本全体が人口減少局面に入り、世界でも例のない速度で少子高齢化が進む中、門真市を取り巻く課題もますます多様化しています。門真市第6次総合計画でも、超高齢化社会への対応、子どもたちへの支援、定住の促進、自然災害対策など、多岐にわたる課題と解決への取り組みが示されています。課題が多様化、複雑化する一方で全国的に地方自治体の財政は厳しい状況にあり、門真市も例外ではありません。行政だけの力ですべての課題を解決することはとても困難で、個々の課題を組織横断的に捉える政策的視点と、市民の協働・共創による課題解決へ向けた活動の活発化が必要とされています。

写 真

## 市民一人ひとりが発想し活動するまちへ

文化芸術は、音楽・美術・舞台芸術から生活文化までに至る幅広い概念を持っています。また、福祉・教育・医療・産業・都市計画など幅広い分野と連携できる政策横断型の性質を持っています。平成29（2017）年には文化芸術振興基本法が改正され文化芸術基本法となり、総合的な文化芸術政策を推進することが国の基本理念として定められました。

文化芸術が持つ政策横断的な性質を活かし、市民一人ひとりが文化芸術活動を通じ発想し活動するまち、協働と共創を通じ市民の文化芸術活動がまちづくりや門真市の活性化につながっていくまち、それが本計画の実現を通じてめざす姿「12万人が活躍するクリエイティブ・シティかどま」です。

本計画は、門真市の文化芸術の発展を目的として市民が主体となって推進し、それを行政が支えるための計画です。

**Q. なぜこの計画が必要なのか。**

**A. 協働と共創により市民の文化芸術活動がまちづくりと門真市の活性化につながり、市民が主体となって活躍する場をつくるためです。**

イメージ写真

## この計画がめざす場所。広げよう協働・共創の輪。

文化芸術とは関連が薄そうに思える部署まで含めた行政の各部署や市民、専門家らが、この計画から始まるさまざまな企画や事業を通じ、活動と協働・共創の輪を広げ、門真市が人口減少時代でも心豊かに生活できる、文化芸術あふれる、住みたくなるまちであることをめざします。具体的な計画づくりの目標を以下の4点にまとめました。

**誇**

**市民である誇り**  
Civic Pride

文化芸術の推進により、地域の文化的資源を増やしたり、魅力を再発見することは、市民一人ひとりの文化度を高め、地域を大切に思う意識（シビックプライド）を醸成します。

**魅**

**魅力あるまち**  
Charming City

「住みたいまち」「住み続けたいまち」をめざし、定住人口の減少を緩和し、人口の流入を促進させる。いくつになっても生きがいを持って生活できる魅力あるまちづくりを進めます。

**連**

**協力連携の促進**  
Cooperation

基本的な考え方や具体的な指針・企画を明確に示し、市民をはじめ市内で活動する企業や大学、NPO等の市民団体との連携を進め、協働・共創を円滑に推進します。

**適**

**適切な推進**  
Appropriate

計画の実施範囲や事業効果の期待する範囲を適切に定め、優先順位を設定し、予算が無秩序に増大したり、本当に必要な予算の確保に支障が出ないように、適切に計画を推進します。

今さら聞けない？

**カタカナ  
ハテナ？**

**シビックプライド**

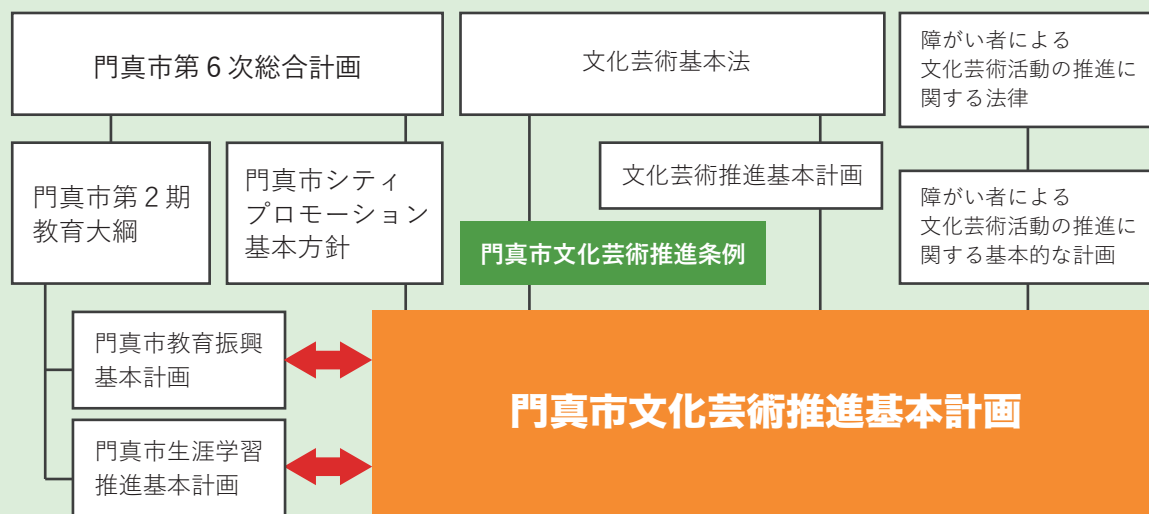
都市に対する市民の誇りを指す言葉。権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味があり、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心。

## みんなが同じ未来をめざし歩むために

門真市では、平成 19（2007）年に門真市文化芸術振興条例を制定し、平成 22（2010）年に門真市文化芸術基本方針を策定しました。それまでの行政からの提供型の文化芸術事業ではなく、市民と行政が連携・協力する形の協働事業をメインとして取り組み 10 年が経過しました。

国の文化芸術に関する法律が改正されたことを機に、門真市も平成 31（2019）年に門真市文化芸術推進条例に改正し、新たに協働と共創を取り組みのメインとして、文化芸術をさまざまな課題解決の視点とし、今後 10 年間の指針とすべく本計画を策定することとなりました。

本計画は、文化芸術基本法に基づき「門真市第 6 次総合計画」「門真市文化芸術推進条例」の基本理念を踏まえたもので、これからの門真市の文化芸術の発展を実現するための達成目標、協働と共創の具体的な手法の基本となるものです。期間は令和 3（2021）年度から 12（2030）年度までの 10 年間です。



## 門真市における文化芸術とは

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。門真市は、われわれの心をいきいきさせる諸活動に根ざした芸術文化と、日々の暮らしをうるおいあるものにしてくれる営みに根ざした生活文化を振興の対象とする文化芸術としています。

本計画は、本市の文化芸術施策を計画的に推進し、市民の文化芸術活動の活性化に向けた支援と、市民の文化芸術活動の支援や文化に親しむ機会・場づくりの充実、文化資源に愛着を持つことができる環境の醸成、文化資源の保存と継承を実施方針として掲げ、市民一人ひとりが文化芸術について関心を持ち、文化芸術に触れる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加する未来の実現をめざしています。



## 本計画が対象とする文化芸術の範囲 ※文化芸術基本法より

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、マンガ、アニメーションおよびコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他のわが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
出版物等	出版物およびレコード等
文化財等	有形・無形の文化財等ならびにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民族芸能

## 門真市における文化芸術活動の課題

### 課題その1 魅力

これまでも文化芸術を活用した公民協働による取り組みを実施してきましたが、まだまだその活動に対する市民の認知度や理解は浅く、さらなる活動の周知の徹底と、誰もが参画したくなるような魅力づくりが課題です。

### 課題その2 価値

誰もが平等・公平に文化芸術に触れられるようにと参加・入場無料としている取り組みがまだまだ多く「有料でも観たい」「作品を所有したい」「やってみたい」など、文化芸術の「価値」への理解向上と認知共有が課題です。

### 課題その3 交流

文化芸術活動、特に伝統文化において担い手・人材の不足は深刻な課題であることは言うまでもなく、世代間での交流や活動場所の共有、SNSの活用など、若い世代へのアプローチを効果的に行っていくことが課題です。



# この基本計画ができるまで

## 門真市のこれからの10年

この「門真市文化芸術推進基本計画」は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間をかけて、これから10年間にわたる門真市における文化芸術の推進と振興のために策定しました。

これまでの行政の計画づくりとは違い、本計画の策定には、会議はもとよりワークショップやアンケートなどの形で多くの市民や専門家、市職員が参加し、協働・共創の理念のもと、それぞれが課題と真摯（しんし）に向き合い、時に楽しみながら取り組んできました。

また同時に、本計画の実現に向けたしくみづくりも行いました。地域の文化芸術の担い手やさまざまな事業者、今まで文化芸術にあまり所縁（ゆかり）のなかった人が交流するワークショップやパイロットプロジェクトを実施し、市民・専門家・行政が協働・共創するためのプラットフォームづくりを行いました。



**Q. この計画は一体なに？**

**A. 令和3年度から10年かけて、門真市の文化芸術を  
みんなで発展させるための計画です。**

今さら聞けない？

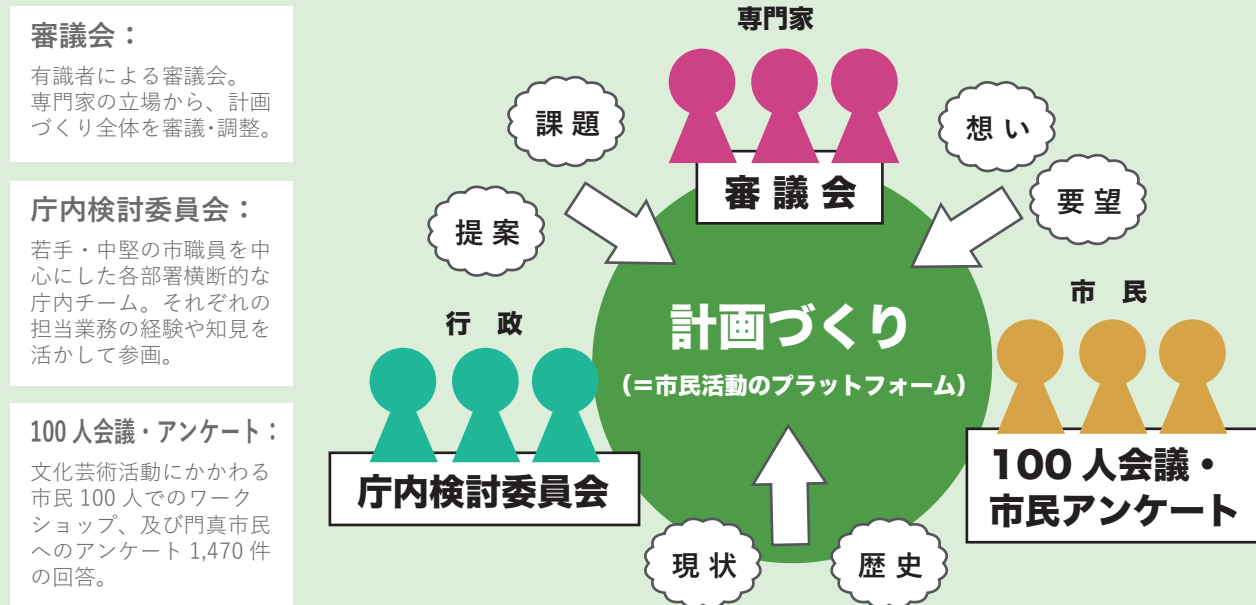
**カタカナ  
ハテナ？**

**ワークショップ**

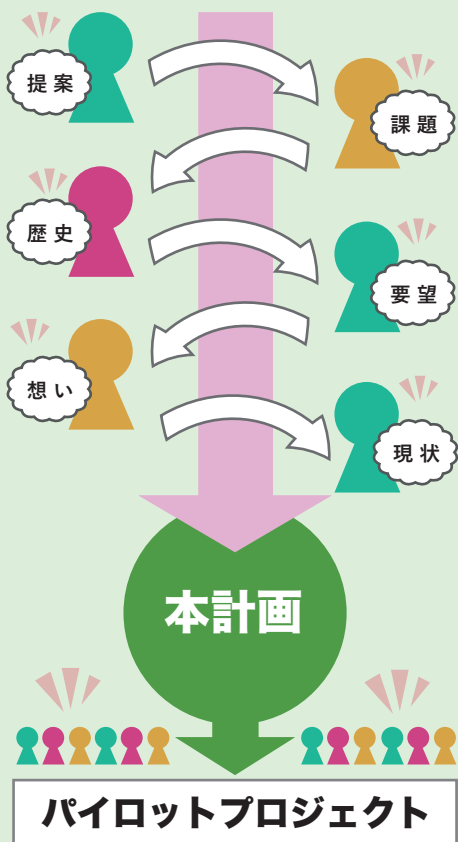
学びや創造、問題解決やトレーニングの手法のこと。まちづくり分野では地域に関わるさまざまな立場の人が参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称。

## みんなで動く「協働」、いっしょに創る「共創」

本計画は、門真市第6次総合計画にもうたわれている協働・共創の理念のもとに策定しました。  
市民・専門家・市職員がそれぞれの知見を持ち寄り計画づくりに参加しました。



## 計画づくりが市民活動のプラットフォームになる！



門真にかかわる多くの市民が計画づくりに参画し、それぞれの立場から活発な議論を繰り返しました。ワークショップ形式で行われたこれらの議論は、互いにキャッチボールしながら、ときには交流しながら2年間にわたり続けられました。

これらの策定プロセス自体が多くの人と人のつながりを生み、協働・共創のプラットフォームとなっています。

計画策定後は、これらの活動はパイロットプロジェクトの協議会へと引き継がれ、本計画の検証をしながら、さまざまな市民による文化芸術活動を展開していきます。

今さら聞けない？  
**カタカナハテナ？**

### プラットフォーム

周辺よりも高くなった水平で平らな場所（台地や高台など）をさす英語。転じて官公庁の施策における”環境（整備）”、ものごとの基礎・基盤という意味合いで使われる。

## 協働・共創の姿

市民・専門家・行政が意見交換を繰り返し計画づくりを進めていく姿。門真市らしい協働・共創のプラットフォームとして、文化芸術にあふれ活発に市民が活動する今後 10 年をめざします。



### 市民 100 人会議

令和元（2020）年 9 月 26 日実施。門真市内で文化芸術活動や市民活動に参加する個人・団体や、市・公共施設職員など約 100 人が集まり、抱えている課題や将来への思いなど意見交換・ワークショップを行いました。

### 市民アンケート

令和元（2020）年 10 月 26 日～12 月 15 日に実施。無作為に選んだ市民、及び市内学生や活動団体、文化事業の関係者や来場者に声をかけ、市民 1,000 名郵送のうちから 188 名、合計 1,470 名分の回答を集めました。



### 庁内検討委員会

行政の縦割りという枠を超えて、文化芸術を活かし、まちの魅力を高めたいという思いをもつ市職員が集い意見交換・ワークショップを行い、計画の骨子案から素案づくりを進めました。

### 文化芸術推進審議会

門真市に所縁（ゆかり）のある学識者・有識者が市の文化芸術振興と推進に対し、経歴や見識を活かしての提言、施策の進捗のチェックを定期的に行い、計画づくりに反映させました。



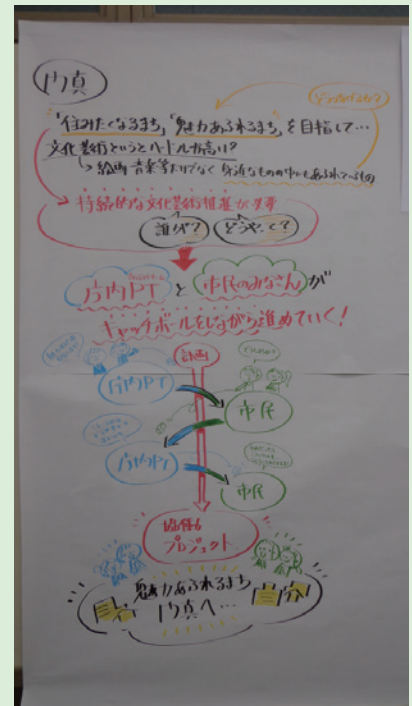
# それぞれの想いや願い。 市民が専門家が市職員が。 協力して、共有して、行動して 計画を創りあげる。



否定せず、建設的な意見交換を行っていました



市職員も担当部署を越えて協議しました



本計画づくりの解説をイラストに



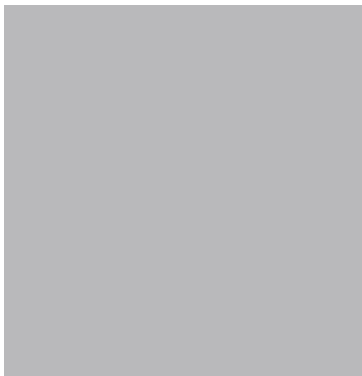
意見をまとめて発表することも



審議会イメージ

専門家の提案はとてもの確です

## 本計画づくりに参加した市民の声



### 市民の声です

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキスト。



### 市民の声です

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキスト。



### 市民の声です

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキスト。



### 市民の声です

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキストテキストテキスト  
テキストテキストテキストテキストテキスト。

テキストテキストテキストテキスト。

# 門真市文化芸術推進基本計画

PLANNING CULTURE & ART in KADOMA

＜計画本編＞14～26p

計画の視点（6つの視点）：15p～

計画の体系（4本の柱）：19p～

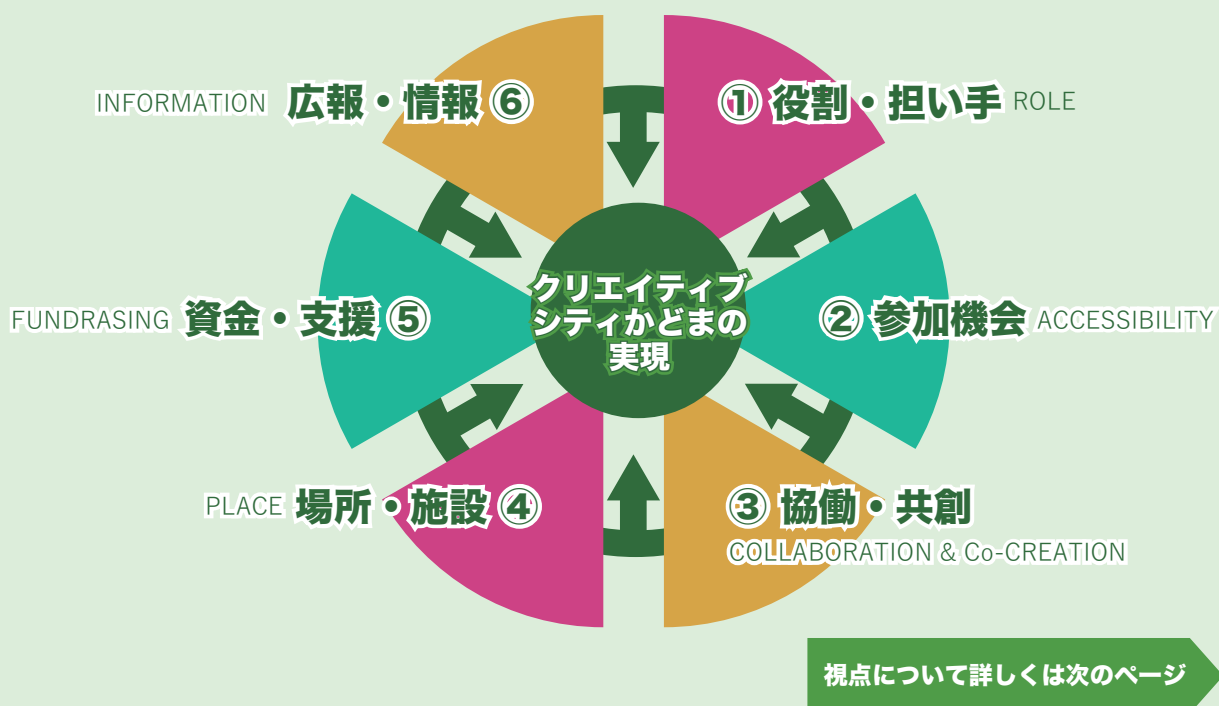
基本方針と具体施策：25p～

# 基本計画の視点

## プラットフォームとなる計画にするための6つの視点

庁内検討委員会や市民100人会議でのワークショップの中で取り上げられた、さまざまな課題を整理すると、役割や参加機会、活動資金（ファンドレイジング）など、6つの視点が見えてきました。計画の具体的な体系づくりにあたっては、これらの視点を網羅し課題解決に向けた取り組みを進めます。

## 12万人が活躍するクリエイティブ・シティをめざして



**Q. たくさんの課題は全部解決できるの？**

**A. 「できなかったこと」も成果のひとつ。今あなた自身ができることでご協力ください。**

今さら聞けない？

**カタカナハテナ？**

**ファンドレイジング**

民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。主に民間非営利組織の資金集め（営利組織でいう資金調達）について使われる用語であるが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もある。



# 視点①

## 役割・担い手

市民を中心とした  
「担い手」による連携

後継者不足

若者が少ない

もっと興味を  
持ってほしい

バリアフリーな  
祭りがしたい

### 市民と行政機関の役割

何を行政が担い、市民や団体はどんな役割を果たすのか、それぞれの役割をはっきりさせ、スムーズな連携のための関係を構築すること。

### 人材不足と後継者の育成

SNSを使った広報や、魅力的な活動の継続、効率的な事務手続きなど、活動の後継者不足、運営の担い手不足の解消をめざすこと。

### 他市の事例や指導者の目線

市内外問わず、文化芸術活動にかかわる多くの人から幅広く課題・提案を収集し、さまざまな役割・担い手の目線を理解すること。

#### CHECK!

- 誰が何をするのか？
- どのようにかわるのか？
- どんな担い手がいるか？
- 他市での取り組みは？

# 視点②

交通が不便

## 参加機会

世代・障がいを越えて  
誰もが参加できる機会の創出

### 誰もが参加できる機会

文化芸術にゆかりの薄い高齢者、子どもたちに地域文化をどう伝えていくか、文化芸術に親しむ機会をどう提供していくかを考えること。

### 障がいのある方の参加機会

障がい等の多様な特性を持つ一人ひとりの参加機会の確保の方法について、福祉専門家や支援団体の提案を受け、計画に反映すること。

#### CHECK!

- 高齢者が参加するには？
- 子どもが理解するには？
- 障がいのある人への対応は？
- 外国人への配慮はどうする？

## 視点③

仲間を増やしたい

### 協働・共創

第6次総合計画のテーマ  
「協働と共創」

#### 協働プラットフォーム

計画づくりに市民・行政職員それぞれが参加し、互いの意見や提案のキャッチボールで、協働・共創の円滑な土台や関係性をつくること。

#### 多くの市民の声の反映

100人会議やアンケートなど多くの市民の声を計画に反映させ、計画の検証と効果測定のためのパイロットプロジェクト実施を検討すること。

#### CHECK!

- 提案は反映しているか。
- どのように検証するのか？
- 効果測定の方法は？

## 視点④

料金が低い

練習場所がほしい

### 場所・施設

人が集まる機会、  
物理的なスペースとして

#### 文化活動と発表の場所

活動と発表のための場所の不足における需要と供給のバランスや利用のしくみを検討すること。

#### 文化施設の役割と連携

市内の文化施設において、新施設と既存の文化施設をネットワーク化し、文化芸術の推進に向けた公共施設の役割のあり方について考えること。

#### CHECK!

- どんな場所があるのか？
- 活動の機会は平等か？
- 施設の役割とは何か？

イメージ

## 視点⑤

### 資金・支援

文化芸術活動を支えるための「資金」・「支援」

#### 振興の資金調達方法

活動団体が資金を調達し、活動を持続するためにはどうしたらいいのか、資金面から活動を支えること。

#### 潜在的な支援者の発掘

取り組む人を応援したいという潜在的支援者を発掘し、文化芸術活動を行う人とつなぐこと。

#### 持続可能な計画づくり

持続可能な文化芸術振興のために、場所やボランティアの提供にもつながる地元企業の参画や巻き込む方法を考えること。

#### CHECK!

- 資金の調達方法は？
- 支援する人の事情は？
- 企業とかかわるためには？

ボランティア  
したい！

お金が  
足りない！

## 視点⑥

### 広報・情報

文化芸術活動をする人の情報発信と交流

#### 文化に関する情報発信

個々の活動のための広報活動の充実および市全体としての発信方法の整備や SNS などツールを使いこなすための体制を構築すること。

#### みんなとの情報の共有

各活動団体間での情報共有のしくみの整備という観点から必要な施策を計画に盛り込むこと。

#### CHECK!

- どのように発信するのか？
- 情報の共有方法は？

いつ・どこで  
やってるの？

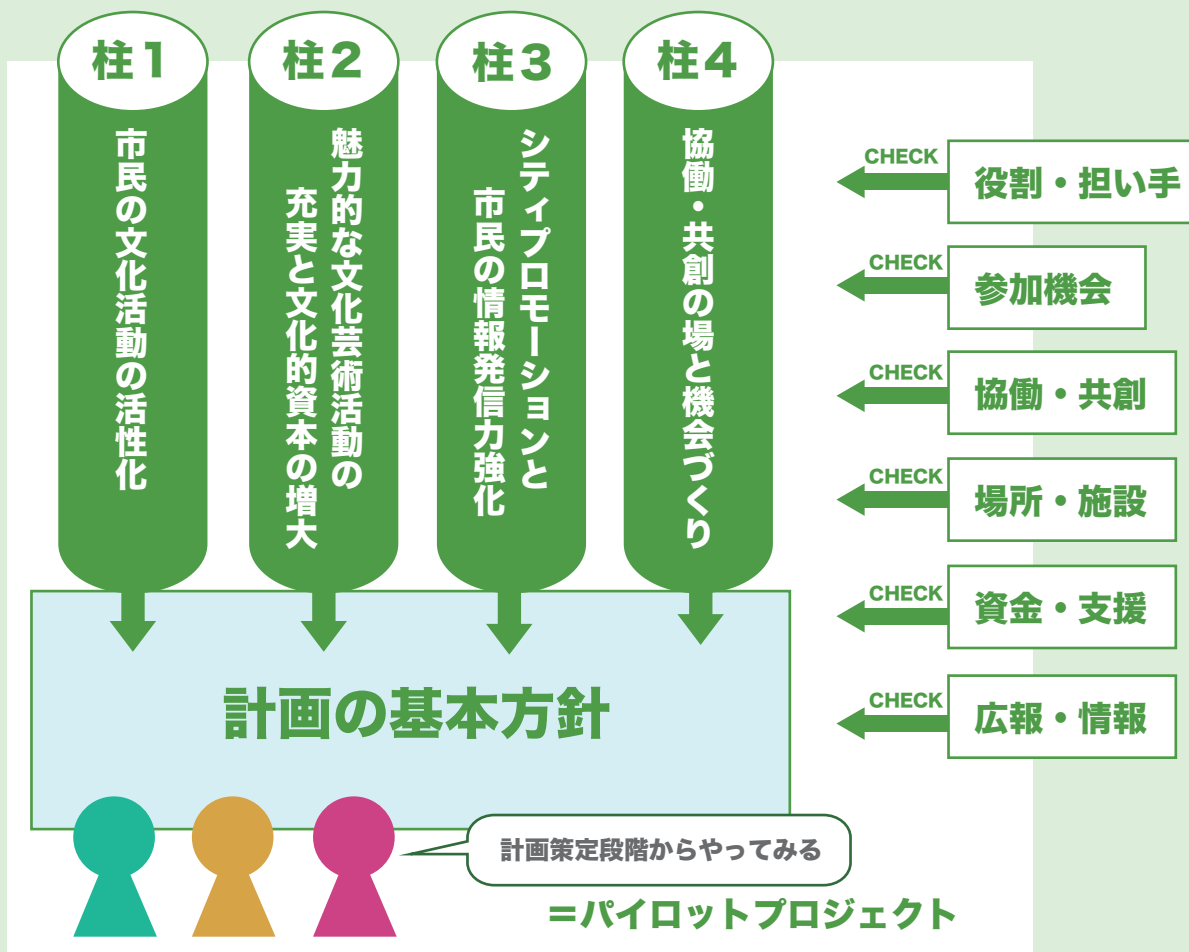
いろんな人に  
知ってほしい

イメージ

# 計画の体系

## 施策展開に向けた4本の柱

現状の課題から導いた6つの視点を踏まえ、文化芸術に係るさまざまな施策を効果的に推進できる4本の柱を掲げます。この柱をもとに「基本方針」を定め、「具体施策」に取り組みます。



**Q. ところで「施策」って何？**

**A. 期待することを実現するための対策のことです。  
この計画はみんなで作る「施策」です。**

今さら聞けない？

**カタカナ  
ハテナ？**

**シティプロモーション**

都市や都市内の地区で行われる特定の活動を推進する目的で実施する宣伝活動（プロモーション）のこと。主に観光の促進、国内での移住者の誘引、企業誘致のために都市の対外的なイメージを変えるために行われる。

## 基本方針と具体施策

「基本方針」と「具体施策」は、100人会議や市民アンケートの文化芸術活動に対する思いや意見、文化芸術に対する意識をしっかりと反映したものとし、市民との協働と共創をもって取り組みが進められるよう策定しました。

基本方針・具体施策の詳細は次のページから		基本方針	具体施策
<b>柱1</b>	市民の文化活動の活性化	→ 21p	→ 25p 26p
<b>柱2</b>	魅力的な文化芸術活動の充実と文化的資本の増大	→ 22p	
<b>柱3</b>	シティプロモーションと市民の情報発信力の強化	→ 23p	
<b>柱4</b>	協働・共創の場と機会づくり	→ 24p	



**柱 1**

# 市民の文化活動の活性化

市民の文化活動を活性化することで、文化芸術活動を日常生活の中で楽しみ、ライフスタイルや生活の中に文化芸術が根付いた文化芸術があふれるまちをめざします。

## 基本方針 ▶ 市民（団体）の文化活動の支援

既存の活動団体を中心に、活動継続や発展にまつわる諸課題の解決をサポートし、活性化を図ります。

## 基本方針 ▶ 地域の文化活動の支援

門真まつりや地域イベント、伝統的な祭りの保存・継承を支援し、市全体での統一感や、地域（学区）ごとの一体感の醸成を図ります。



## 基本方針 ▶ 身近な文化活動の促進

まちなかでの無料イベントや生涯学習の機会などを創出して文化芸術の体験機会を増やし、興味を誘起します。

## 基本方針 ▶ 学校教育での文化芸術活動の推進

演奏家によるアウトリーチ（出張演奏）や団体と学校の連携など、学校教育現場での活動を地域全体で支援します。



イラストイメージ

## 柱2

魅力的な文化芸術活動の充実と  
文化的資本の増大

多くの魅力的な文化芸術活動がいつでも展開されているまちをめざし、それらの活動を映像化したり、施設やまちづくりに活かしたりすることで、門真市の文化的資本を増大させます。

## 基本方針 ▶ 市民による多様な創造活動の支援

アーティストが門真で充実した創作・発表活動を行えるよう支援します。空き家を活用したアーティスト・イン・レジデンス（制作場所の提供）や文化芸術に関連する大学との連携を進めます。

## 基本方針 ▶ 文化芸術活動のための資金調達の支援

助成制度の整備や、助成金情報の提供、ふるさと納税の活用、クラウドファンディング（不特定多数の人がインターネット経由で活動の財源提供や協力などを行うこと）の講座の実施など、活動資金の調達についての支援を行います。

## 基本方針 ▶ アーティストの門真での活動の促進

コンテスト等の開催によるフェバリットアーティストや優秀作品の選出、公設民営の芸術活動団体の設立などを行い、アーティストの活動を促進します。

## 基本方針 ▶ 門真を代表するコンテンツの創出

地域特性を活かし「これぞ門真」「門真だからこそ」といった門真市を代表する文化芸術活動の創出と支援を行います。

## 基本方針 ▶ 活動場所となる施設や機会の整備

公共施設の空きスペースや空き家、商店街の空き店舗など、まちなかを積極活用できるしくみや制度を整えます。映画ロケ地や学生団体の合宿地・公演地として門真の資産を活用します。

イラストイメージ



**柱3**

# シティプロモーションと市民の情報発信力強化

文化芸術にあふれた門真市という対外的なシティプロモーションを推進するとともに、市民が誇りを持てるような市内に向けたシティプロモーション（メディア掲載など含む）を展開します。

**基本方針**

## シティプロモーションの充実

市内の活動の収集発信が行える体制を構築し、行政によるまちの魅力発信事業をさらに充実させていきます。

**基本方針**

## 個々の活動の発信力の充実

各団体や活動者が SNS や YouTube などのメディアを使いこなし、プレスリリースなどを活用できるように支援を行います。



**基本方針**

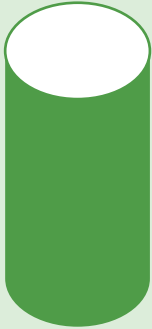
## 情報発信プラットフォームの構築

文化芸術活動情報を集積するポータルサイト（情報を集約したWEB サイト）等を構築し、団体紹介やアーティストとのマッチング、チケット販売、クラウドファンディングなども含めた総合的な情報発信のプラットフォームを構築します。



イラストイメージ





**柱 4**

# 協働・共創の場と機会づくり

文化芸術活動を推進しようとする市民と、市民の活動をサポートする行政や企業、大学や NPO などが連携し、協働するためのプラットフォームを構築します。

**基本方針** 市民協働プラットフォームの形成

活動情報やノウハウの共有、活動者と応援者（支援者）のマッチング、交流や市民参加を促すプラットフォームを形成し、活動を行う団体や個人を支援します。

**基本方針** 共有データベースやアーティストバンクの整備

広く市内外へ情報を発信して、支援や活動への参加を検討している人と、文化芸術活動を行う団体や個人をつなぐ機会をつくれます。

**基本方針** 市役所内部での理解の普及

人口減少時代における「魅力あふれるまち門真」や、それにつながる文化芸術推進事業の重要性を市役所内部で共有し、各課の専門領域とスムーズに連携できる風土組織を定着させます。

**基本方針** 企業の CSR としての文化芸術活動の推進

市内企業に文化芸術活動を発信し、文化芸術推進活動への参加の機運を盛り上げます。



イラストイメージ

# 基本方針と具体施策

## 柱1 市民文化活動の活性化

市民（団体）の文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットを用いたカルチャーネットワークの構築</li> <li>● 市民の文化力醸成に向けた協働と支援</li> <li>● 市内活動拠点の充実（スペースの提供）</li> <li>● 活動の維持・発展に関する協働と支援</li> </ul>
地域の文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の文化力醸成に向けた協働と支援</li> <li>● 地域の文化的資源の活用と保存・継承への支援</li> </ul>
身近な文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる人が対象の体験型イベントの創出</li> <li>● 文化活動提供の場の充実</li> </ul>
学校教育での文化芸術活動推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の学校支援活動との協働</li> </ul>

### 100人会議・アンケートの声

- ・発表の場がない。 ・どこでやっているのかわからない。
- ・学校での機会を増やしてほしい。 ・場所が遠いので行けない。

## 柱2 魅力的な文化芸術活動の充実と文化的資本の増大

市民による多様な創造活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加型の音楽・美術事業や講座の拡大</li> </ul>
文化芸術活動のための資金調達への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業版ネーミングライツのための関係機関への働きかけ</li> <li>● 企業のCSR(社会的責任) や社会貢献、責任促進、及びPR</li> </ul>
アーティストの門真での活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 場の提供・提案</li> <li>● 情報の共有・公開</li> </ul>
門真を代表するコンテンツの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 門真の文化芸術活動としてのブランド化</li> <li>● ランドマーク（象徴）的な存在のエリア・施設の整備</li> </ul>
活動場所となる施設や機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設・学校施設の多様な活用</li> <li>● 空き家・空き店舗の活用</li> </ul>

### 100人会議・アンケートの声

- ・活動資金がない。 ・補助金の手続きが面倒。 ・文化に興味がない。
- ・映像化したい。 ・どこで知れば良いのかわからない。

### 柱3 シティプロモーションと市民の情報発信力強化

シティプロモーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な地域情報の発信による「わがまち」意識の向上</li> <li>● 関西フィルハーモニーとの協定などさまざまな主体との連携</li> </ul>
個々の活動の発信力の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動画の積極的な活用による情報発信力の強化</li> <li>● 文化芸術活動団体等への情報リテラシー（情報活用力）の充実</li> </ul>
情報発信プラットフォームの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動画の積極的な活用による情報発信力の強化</li> <li>● 文化芸術活動団体等への情報リテラシーの充実（再掲）</li> </ul>

#### 100人会議・アンケートの声

- ・誰がやっているのかわからない。・集客しても人が集まらない。
- ・協力してくれる人がいない。・若い人が足りない。

#### ● 関西フィルハーモニーとの協定

関西フィルハーモニー管弦楽団が、令和3（2021）年春から練習活動や事務所機能を大阪市内から門真市を移転することを機に、「音楽と活気あふれるホームタウンパートナー協定」を結びました。市民への公開練習や学校での演奏会など、市との協働のパートナーとしての貢献が期待されています。



### 柱4 協働の場・機会づくり

市民協働プラットフォームの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(仮) 門真文化芸術カOUNシル（協議会）」の創設</li> <li>● 多様な主体が参加するプラットフォームの形成</li> </ul>
共有データベースやアーティストバンクの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが参画できる「シェアリングエコノミー」の活用</li> <li>● 情報共有と情報発信への協力体制</li> <li>● アーティストバンクの設置</li> </ul>
市役所内部での理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市職員の文化芸術活動への参加促進</li> <li>● 文化芸術および施策に関する職員研修の実施</li> </ul>
企業のCSRとしての文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が主催するスポーツ大会やコンサートの開催</li> <li>● 企業のCSR促進及びPR</li> </ul>

#### 100人会議・アンケートの声

- ・交流する機会がない。・私には関係ない。

#### ● まちの核となる生涯学習複合施設

「まちの顔づくり」という観点からランドマークとしての役割を持ち、周辺エリアとの調和を図りつつ、市民の自主的・創造的な文化・学習活動を支援する施設です。市民の自律と協働を促し、地域の新たな出会いと交流の創出、地域コミュニティの活性化を図る場として整備を進めています。



# 計画の進め方

## やってみる。チェックする。

本計画の期間は令和3（2021）年4月から令和12（2030）年3月までの10年間とします。本計画の実施にあたっては、施策間の関連性を明確にし、優先順位を整理した上で着手します。パイロットプロジェクトを実施し、計画の進捗と課題の存在を明確にする指標とするとともに、定期的に市民の意識の変化を測定し、計画全体の進捗のチェックを行います。

## 本計画のスケジュール

<b>0年目</b>	<b>令和3（2021）年3月</b>	基本計画の策定、パイロットプロジェクトの開始
<b>1年目</b>	<b>令和3（2021）年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロットプロジェクトの実施</li> <li>・協働と共創の基盤づくり</li> <li>・基本計画の検証</li> </ul>
<b>2年目</b>	<b>令和4（2022）年度</b>	
<b>3年目</b>	<b>令和5（2023）年度</b>	
<b>4年目</b>	<b>令和6（2024）年度</b>	
<b>5年目</b>	<b>令和7（2025）年度</b>	中間調査。市民アンケートの実施。 基本計画の修正、中間更新。
<b>6年目</b>	<b>令和8（2026）年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による文化芸術活動の発展</li> <li>・協働と共創のプラットフォームが機能</li> <li>・新たな活動が次々と生まれる</li> </ul>
<b>7年目</b>	<b>令和9（2027）年度</b>	
<b>8年目</b>	<b>令和10（2028）年度</b>	
<b>9年目</b>	<b>令和11（2029）年度</b>	
<b>10年目</b>	<b>令和12（2030）年度</b>	計画の実施状況と効果を検証。

# 門真のまちをアートで染めよう

## パイロットプロジェクトの趣旨と目的

計画はつくっただけでは動きません。本計画策定後の実践を見据えたパイロットプロジェクト（試験的な企画事業）に取り組めます。

パイロットプロジェクトは「協働と共創」の理念のもと、市と市民有志が協働し、多くの市民参加・参画を期待した新しい魅力ある文化芸術を活かしたイベントをともに創出しながら、市民活動プラットフォームの基盤となることを目的としています。

## 本計画を実践する4つの試験的プロジェクト

パイロットプロジェクトは、本計画づくりと同様に、計画方針に賛同した市民と市職員の「できることから計画を実現していこう！」「門真市全体を活性化させ、門真をアートであふれているまちにしたい！」という想いに基づき企画・運営します。

事業の検討委員会や交流会を開催し、4つの事業をテスト的に企画運営しながら、計画実現や文化芸術活動への機運を高めます。



### 4つの試験的プロジェクト

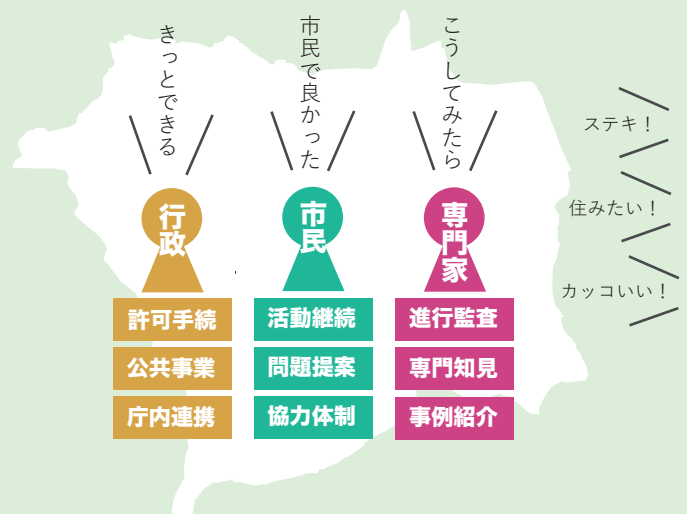
まちかど・まちなかギャラリー

まちかどアートフェスティバル

にわか「アート&バル」

KADOMA 街アート劇場

### 門真のまちをアートで染めよう！



詳しくは次のページ

## まちかど・まちなかギャラリー：パイロットプロジェクト①

令和3（2021）年度から開始します。文化芸術は限られた施設・人のものでなく、もっと身近に触れ楽しみ、取り組むきっかけづくりが必要です。公共施設のほか、地域や商業施設の空きスペースを活用した展示など、市内各所で常設・出張に限らないギャラリー（画廊）を開設し、作品展示を企画・運営します。市内郵便局や地域集会所での同時開催など、市内を広く活用した展開が期待されます。

< 連携想定部署 > まちづくり部門



## まちかどアートフェスティバル：パイロットプロジェクト②



令和4（2022）年度から実施予定です。コロナ禍をきっかけに小規模地域型の催しが見直されており、中学校区単位で、文化芸術を取り入れたフェスティバル（祭り）を企画・運営しようというものです。「まちかど・まちなかコンサート」や「まちかど・まちなかギャラリー」との同時開催や、手作り市・フリーマーケット、地域内の団体模擬店など、さまざまな形式で市内数か所での巡回開催をめざします。

< 連携想定部署 > 地域政策部門

## にわかアート & バル：パイロットプロジェクト③

令和5（2023）年度に実施予定です。市制施行60周年を迎えるにあたり、コンサートとバルの複合事業を企画・運営します。京阪電車やモノレールなどの駅前でジャズフェスティバル&バルや、ラブリーフェスタなどの既存のイベントと連携して、近隣飲食店や商店街などと連携したアートフェスティバルなどの展開をめざします。

< 連携想定部署 > 産業振興部門



## KADOMA 街アート劇場：パイロットプロジェクト④



令和6～7（2024～2025）年度から実施予定です。アーティストインレジデンスと呼ばれるアーティストに市内住居を提供するなど滞在してもらいながら、市内のまちなみをアートで飾ってもらう取り組みを企画・運営する試みです。そのほか、かつては門真の代名詞であった「文化住宅」など、近年老朽化で姿を消しつつある建築物・建造物を高度成長期の文化遺産として、アート活用により復活させるなどの展開をめざします。

< 連携想定部署 > 都市政策部門

## 「今できること」を生かす場所・機会

本計画をより効果的に実行していくための試験的な取り組みであるパイロットプロジェクトを行いながら、市民活動を持続的に活性化させ、活発に協働と共創が行われる「クリエイティブ・シティかどま」を実現し、門真市民のシビックプライドを醸成すること。これが「門真市文化芸術推進基本計画」の目的です。

パイロットプロジェクトは、冊子や市ホームページを通じて本計画を発信していくことで、市民一人ひとりが抱く、「自分も何かできることをしたいな」「何かやってみようじゃないか」との思いを形として表し、門真市の文化振興と市民協働のためのプラットフォームとして成長させていくため、一人ひとりが「今できること」を持ち寄る場です。

## 協働により、共創を実現していく

公共施設などの既存の場所だけでなく、文化芸術自身がまちかど・まちなかに飛び出して、もっと市民が身近にふれ、親しみ、参加できる環境をつくります。それを具現化するための検討・企画・運営の母体として、さまざまな立場の誰もが自由に参加・参画できるプラットフォームとしての会議体が令和2（2020）年9月にスタートして以来、自由闊達で前向きな議論が行われています。取り組みが進展する中で新たな発想が生まれ、パイロットプロジェクトの内容も進化するよう、プラットフォームのスケールアップと本計画の醸成をめざします。本計画を実践するため、門真市の文化芸術振興・推進に理解を深め、継続して支えていくために一緒に活動していただく輪を広げていくことが大切です。

## 「門真のまちをアートで染めよう」を合言葉に

身近に文化芸術に触れる環境づくり。「門真のまちをアートで染めよう」というテーマを掲げ、パイロットプロジェクトの実現とより良い運営をめざして、プロジェクト会議（毎月第2木曜日の午後）を開催しています。参加者は、会議でのワークショップや交流会に積極的に参加しながら「使う人、地域の人、地域外の人」という3つの目線で議論しています。

例えば、令和3（2021）年度から実施を予定している「まちかど・まちなかギャラリー」についての会議では、①活動場所・発表場所 ②活動する人を増やしていくこと ③門真市全体の活性化（文化芸術・人口）という3つの解決すべき課題が挙げられたほか、「ギャラリーの形態」に対する意識として、門真市民の創作発表の場「市民による普段使い型」と、著名または新人の作家による発表の場「市民の文化意識促進型」の2種あること、また参加者・関係者はもとより、文化にかかわりが少ないという市民の理解や協力を得ながら、そのほかの公共文化事業との差異を明確にして取り組む必要性など深い議論が展開されており、議論の内容とともに実施場所や人のつながりが目標に向かって少しずつ広がりを見せ始めています。

「諮問書」

答申書



# 資料編目次

- 資料 1：文化芸術を推進する意義とは 33 p
- 資料 2：国が定める文化芸術推進の目標 34 p
- 資料 3：門真市の現状と時代の潮流 35 p
- 資料 4：門真市の文化芸術のあゆみ 37 p
- 資料 5：計画の策定過程 38 p
- 資料 6：市民アンケートの概要 39 p
- 資料 7：審議会・検討委員名簿 41 p
- 資料 8：門真市文化芸術推進条例 42 p

# 資料 01 : 文化芸術を推進する意義とは

## 文化芸術に関する法律

国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として、文化芸術振興基本法が平成 13 (2001) 年に制定されましたが、平成 29 (2017) 年 6 月に、16 年ぶりに法律の名称が「振興」を削除しての文化芸術基本法に改められました。

改正基本法では、国における「文化芸術推進基本計画」の策定、地方公共団体における「地方文化芸術推進基本計画」の策定についての努力義務、総合的、一体的かつ効果的な推進のために、国、地方公共団体とも「文化芸術推進会議」を設置し関係行政機関相互の連絡調整を行うこと、文化芸術教育の重要性、学校等と文化芸術団体・地域・家庭との連携、年齢、障がいの有無、経済的な状況に左右されない環境整備などが規定されています。

平成 13 (2001) 年

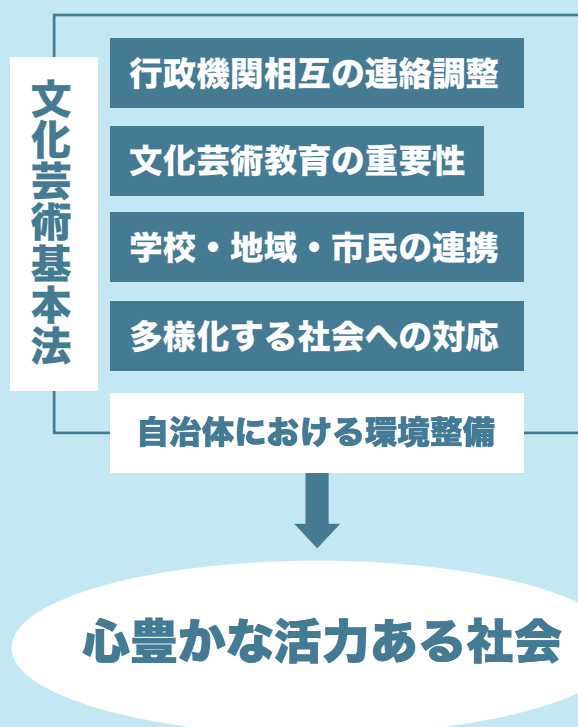
**文化芸術振興基本法**

平成 29 (2017) 年 改定

**文化芸術基本法**

各自治体

**文化芸術推進の努力義務**



## 国が想う文化芸術とは

文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされています。

また、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであるとしており、こうした文化芸術の役割は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされています。

# 資料 02：国が定める文化芸術推進の目標

## 文化芸術推進基本計画

文化芸術推進基本計画（第1期）では、文化芸術の「多様な価値」（本質的及び社会的、経済的価値）を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点から「今後の文化芸術政策のめざすべき姿」として4つの目標を定めています。

### 目標 01 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていること。

### 目標 02 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流や発信を通じて、国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていること。

### 目標 03 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていること。

### 目標 04 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連動・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されていること。

# 資料 03 : 門真市の現状と時代の潮流

## 門真市第 6 次総合計画より

### 人口減少時代への突入

日本全体はもとより門真市も人口減少の傾向が続いており、将来にわたって安定した住民サービスを維持していくためには、若い世代や子育て世代の定住を促進し、バランスのとれた年齢構成を実現していく必要があります。

### 超高齢社会への対応

20 年後、門真市の高齢者人口はピークを迎える見込みとなっています。少子高齢社会の進展に伴って、医療や介護費用の負担の増加、認知症高齢者の増加などが懸念されるとともに、急速な人口構造の変化に伴うさまざまな影響が懸念されています。

### まちづくり

自然災害への防災対策、高齢者や子どもを狙った悪質な事件などへの防犯対策、道路や上下水道など生活を支えるインフラの老朽化対策など、市民の安全・安心で快適な生活の実現のため、行政・市民が一体的に連携した住環境の改善に取り組む必要があります。

### 子どもを取り巻く状況

市民・地域による「見守り活動」や、学力向上をめざした子ども・子育て世代に対する取り組みによって、子どもたちの状況は改善傾向にあります。引き続き子どもたち・子育て世代が健全かつ将来に夢や希望を抱ける支援、環境づくりを進める必要があります。

### 市民の定住意向

若い世代の「移住意向を持つ人」の割合が高く、市外居住者からのイメージも良いといえない状況であり、若い世代が誇りや愛着を持って住むことができるまちをめざしたシティプロモーション戦略を確立し、門真市のイメージアップにつなげていく必要があります。

イメージ

## イメージ

**情報技術の革新と活用**

急速に技術革新の活用が進む中で、企業や病院、市役所でもさまざまな情報技術が導入され始めています。国がめざす超スマート社会の実現とその取り組みにより、抜本的な変化が想定されることから、先を見据えた行政運営が求められています。

**グローバル化の進展**

社会・経済のグローバル化による産業振興施策や令和7（2025）年の大阪万博の開催などインバウンドによる地域経済の活性化、外国籍市民の居住・労働への支援など、さらなる国際化に対して相互に多様性を認め合う共生社会の実現が求められています。

**誰もが活躍できる社会の実現**

長寿命化によって人々のライフバランスが大きく変化する中で、国が掲げる「誰もが活躍できる社会」を実現に向け、門真市でも働き方改革や差別の解消を推進し、市民の誰もがさまざまな場面で活躍できるような取り組みを進めていくことが求められています。

**地域コミュニティづくり**

人とのつながりの希薄化が進み、地域の活動機能の低下が課題となっている一方、協働での地域づくりへの市民の参画意識の高まりや、行政と民間との共創の取り組みが活発に行われ、地域コミュニティの維持・活性化に結びつけていくことが求められています。

**財政状況**

進む地方分権など、社会情勢の大きな変化に対応しつつ安定した住民サービスを提供するため、弾力的な財政基盤を構築する必要があるものの、一般財源の減少による基金の取り崩しなど、厳しい状況に直面しており、歳入の確保や事務の改善などの必要があります。

## イメージ

## 資料 04 : 門真市の文化芸術のあゆみ

年	門真市の動向
昭和 38 年 (1963 年)	門真市制施行。門真市文化祭の開始。
昭和 43 年 (1968 年)	門真市立文化会館の開館。
昭和 46 年 (1971 年)	門真市文化協会の設立。
昭和 63 年 (1988 年)	門真市音楽協会の設立。
平成 4 年 (1992 年)	財団法人門真市文化振興事業団の設立。
平成 5 年 (1993 年)	門真市民文化会館ルミエールホールの開館。

### ■ 事業団による「鑑賞型事業」の展開

平成 10 年 (1993 年)	吹奏楽フェスティバルの開始。
平成 13 年 (2001 年)	文化芸術振興基本法の施行。

### ■ 指定管理者制度の導入

平成 15 年 (2003 年)	地方自治法の改正。合唱（コーラス）フェスティバルの開始。
平成 18 年 (2006 年)	行財政改革、協働の推進による補助金の見直し。 市民ミュージカルなど市民団体の活動が活発に。

### ■ 市民主体の活動が重視されはじめる

平成 19 年 (2007 年)	門真市文化芸術振興条例を施行。
平成 20 年 (2008 年)	財団法人門真市文化振興事業団の解散。
平成 21 年 (2009 年)	門真市文化芸術振興基本方針の策定。
平成 22 年 (2010 年)	門真市第 5 次総合計画の策定。 門真市文化祭の会場をルミエールホールに移す。 文化振興公民協働会議の設立。

### ■ 文化芸術振興基本方針の策定

平成 25 年 (2013 年)	門真市文化祭が指定管理者への指定事業になる。 「まちかど・まちなかコンサート」の開始。
平成 27 年 (2015 年)	市民実行委員会形式の「第九コンサート」の開始。
平成 30 年 (2018 年)	市民実行委員会形式の「絵画展」の開始。

## 資料 05 : 計画の策定過程

平成 30 年 (2018 年)	10 月 2 日	平成 30 年度第 1 回門真市文化芸術振興審議会シンポジウム
	11 月 15 日	第 1 回文化芸術推進基本計画策定準備検討委員会
	11 月 22 日	第 2 回文化芸術推進基本計画策定準備検討委員会
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	1 月 24 日	平成 31 年度第 1 回門真市文化芸術推進審議会 ※審議会の名称が変更
	6 月 24 日	第 1 回庁内検討委員会
	7 月 17 日	第 2 回庁内検討委員会
	8 月 28 日	第 3 回庁内検討委員会
	11 月 15 日	令和元年度第 1 回門真市文化芸術推進審議会
令和 2 年 (2020 年)	1 月 30 日	第 4 回庁内検討委員会
	2 月 17 日	令和元年度第 2 回門真市文化芸術推進審議会
	10 月 21 日	第 5 回庁内検討委員会
	11 月 5 日	令和 2 年度第 1 回門真市文化芸術推進審議会
	12 月 25 日	第 6 回庁内検討委員会
令和 3 年 (2021 年)	1 月 20 日	令和 2 年度第 2 回門真市文化芸術推進審議会
	1 月 20 日	審議会後に文化芸術推進フォーラム
	3 月 12 日	令和 3 年度第 3 回門真市文化芸術推進審議会

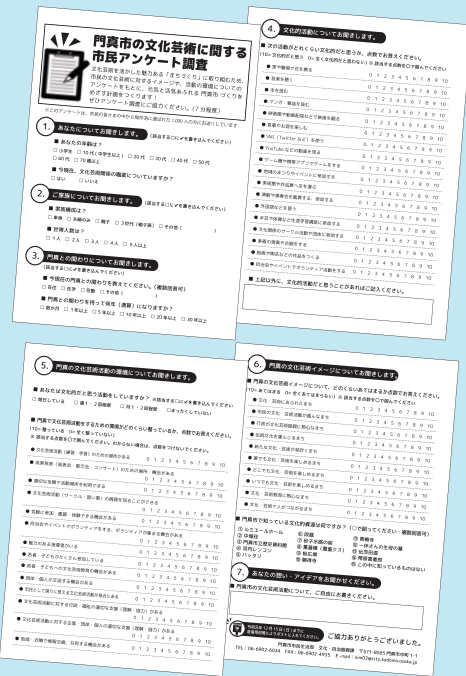
# 資料 06：市民アンケート回答概要

## NPS 方式での市民アンケートを実施。

今現在、門真市民が文化芸術について「どう思っているか」「どのように取り組んでいるか」という意識調査を実施しました。本計画づくりの参考として、1,470 件の回答を得ました。

アンケートには、市民が「こういった活動を文化的だと思うか」また「門真市はどれくらい文化的か」といった設問に採点をする「NPS 方式」を導入しています。

いただいた回答は、本計画の策定、パイロットプロジェクト実施のための貴重な意見として反映しています。



### アンケート設問例 ①

- 次の活動がどれくらい文化的だと思うか、点数でお答えください。  
(10= 文化的だと思う 0= 全く文化的だと思わない)
- ※ 該当する点数を○で囲んでください
- 家や職場で花を飾る  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

### アンケート設問例 ②

- 門真の文化芸術イメージについて、どのくらいあてはまるか点数でお答えください。  
(10= あてはまる 0= 全くあてはまらない)
- ※ 該当する点数を○で囲んでください
- 市民の文化・芸術活動が盛んなまち  
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

## 「NPS 方式」って？

ネット・プロモーター・スコア (Net Promoter Score) の略で、顧客の継続利用意向を知るための指標。「顧客推奨度」とも訳される。Apple や Amazon など顧客志向を重視する企業で特に採用されるケースが多く、最近では日本においても、NPS のデータを元にしたスポンサー企業誘致の取り組みなど、様々な場面で NPS が活用されています。

**Q. 「NPS 方式」のアンケートで何がわかるの？**  
**A. 文化芸術に対する現在の市民の想いや願いなど、文化芸術に対する門真市民の意識がわかりました。**



## 推奨指数から見る市民の文化に対する意識

アンケートの設問の「8・9・10」に点数をつけた回答を「推奨回答」、その割合を「推奨指数」とし、現在の市民の文化に対する意識がどういったものかを分析しました。

### 分析例：次の活動はどれくらい文化的だと思いますか？



**10年かけて取り組むべき現状の課題を把握して施策に取り入れ、10年後の市民の意識がどのように変化するのか、中間年度にも調査を実施し傾向を分析します。**

# 資料 07 : 審議会・庁内検討委員会名簿

## 審議会委員名簿

### 平成 30 (2018) 年度まで

会 長	清 澤 悟	願得寺住職
副会長	本 田 洋 一	大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員
	朝 倉 洋	大阪国際大学短期大学部長・教授
	木ノ下 智恵子	大阪大学 21 世紀懐徳堂准教授
	勝 川 喜美子	門真文化協会事務局長
	垣 内 三津子	モクモク絵画教室
	登 絵里子	キルト作家

### 令和元 (2019) 年度から

会 長	清 澤 悟	願得寺住職
副会長	朝 倉 洋	大阪国際学園芸術文化教育センター長 大阪国際大学短期大学部名誉教授
	本 田 洋 一	大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員
	木ノ下 智恵子	大阪大学 21 世紀懐徳堂准教授
	雨 森 陽 子	雨森アトリエ・絵画教室主宰 超現美術会代表
	中 出 悦 子	門真音楽協会音楽監督 (元門真市文化芸術振興審議会委員)
	わかぎ 彖 ふ	劇団リリパットアーミー II 座長

## 庁内策定検討委員会委員名簿

委員 長	花 城 勉	市民生活部文化・自治振興課	令和 2 年 3 月 31 日まで
	隈 元 実	市民文化部生涯学習課	令和 2 年 4 月 1 日から
副委員 長	文 能 務	市民生活部文化・自治振興課	令和 2 年 3 月 31 日まで
	森 井 康 喜	市民文化部生涯学習課	令和 2 年 4 月 1 日から
委 員	市 瀬 瑞 季	保健福祉部高齢福祉課	
	岡 喬 平	市民文化部生涯学習課	令和元年 4 月 1 日から
	勝 連 賢 介	まちづくり部都市政策課	
	金 野 裕 美	まちづくり部建築指導課	令和 2 年 3 月 31 日まで
	坂 川 裕 磨	市民文化部産業振興課	令和元年 4 月 1 日から
	柴 田 昌 彦	市民文化部生涯学習課	
	新 村 祐 介	市民生活部地域政策課	令和 2 年 3 月 31 日まで
	空 本 佳 奈	市民文化部生涯学習課	
	高 橋 瞳	総務部総務課	
	玉 利 真 紀	上下水道局お客さまセンター	令和 2 年 7 月 31 日まで
	藤 田 勇 貴	企画財政部魅力発信課	
	牧 野 陽	保健福祉部福祉政策課	令和 2 年 3 月 31 日まで

## 門真市文化芸術推進条例（平成19年3月29日門真市条例第1号）

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである。私たちは、先人が培ってきた貴重な文化芸術を継承し、多様な文化芸術を享受し、自らの心のひろがりへの財産としてきた。私たちは、この財産を新たな文化芸術の創造とともに次世代に引き継がなければならない。門真は、古代の河内湖が陸地化した低く平坦な土地で、その歴史は水との闘いでもあったが、その一方水の恵みを受け、河内蓮根を特産とする田園地帯として発達し、地域に根ざした文化も育まれてきた。近年は、企業城下町として成長し、都市構造も住宅・産業都市へと変貌して、高度成長期には人口の急増により地域社会も大きく様変わりした。さらに、急速な情報化社会の進展が人間関係を希薄にし、加えて、少子高齢社会では、文化芸術の創造や継承を担う人的活力の衰退が懸念される。このような情勢のもと、私たちには今こそ文化の香りに満ちた、心豊かでゆとりのある地域社会の創出へ向けた努力が求められているのである。ここに、私たち一人ひとりが創造的な文化芸術活動を通じ、「このまちに住みたい」と思えるような魅力と誇りある「わが市（まち）門真」を実現することを決意し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の推進の基本的な事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって地域に根ざした文化が創造されるまちづくりに寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民が等しく、身近に文化芸術に触れ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、過去から培われてきた貴重な文化芸術を市民の共通の財産として継承し、これが発展されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、一人ひとりの多様な文化や価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次代を担う子どもの豊かな感性を高めるため、教育機関や家庭との連携のもとに、子どもが文化芸術活動に触れる機会の充実に努めなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、市民生活の反映である都市空間の整備において、常に文化的視点が導入されるよう配慮されなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び推進する責務を有する。

2 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、市民及び事業者との連携及び協力を努めるものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、市民に対し、活動の場、機会及び情報の提供に努めるものとする。

4 市は、文化芸術に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

### （市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、文化芸術に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

### （事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

### （推進基本計画）

第6条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定により文化芸術の推進に関する計画（以下「推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する門真市文化芸術推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進基本計画の変更について準用する。

### （推進体制の整備）

第7条 市は、文化芸術に関する施策の推進について、国、大阪府、関係機関等との連携を図り、必要な推進体制の整備を行うものとする。

#### （門真市文化芸術推進審議会）

第8条 市長の諮問に応じ、推進基本計画の策定及び変更その他文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、門真市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 文化芸術に関して識見を有する者

(2) 文化芸術活動を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

門真市文化芸術推進基本計画

発行 門真市  
編集 門真市市民文化部生涯学習課  
〒571-8585  
大阪府門真市中町1-1  
電話 06-6902-7139

令和3(2021)年3月